

居宅介護(支援)住宅改修費の申請について

◆ 内 容

生活環境を整えるための小規模な住宅改修を行う場合、要介護区分に関係なく20万円を限度として費用の9割～7割分が住宅改修費として支給されます。

※ 改修前に町へ事前に申請していただく必要があります。

- ・事前申請がなかった場合、給付の対象外となりますのでご注意ください。
- ・着工前に必ず介護支援専門員（ケアマネジャー）等へご相談ください。

◆ 支給方法

○償還払い

工事費用をいったん被保険者（利用者）本人が全額負担し、申請後、町から申請者の口座に改修に要した費用の9割～7割分を支給する制度です。

○受領委任払い

町に登録のある施行事業者が住宅改修工事を行う時のみ選択できる支払方法で、被保険者（利用者）は自己負担の1割～3割分を支払い、申請後、町から9割～7割分を施行事業者へ直接支払われる制度です。

<住宅改修費の支給対象となる工事>

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消（床のかさ上げ・下げ、踏み台、スロープ設置等）
- ③ 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- ④ 開き戸から引き戸等への扉の取替え、扉の撤去
- ⑤ 和式から洋式への便器の取替え
- ⑥ その他これらの各工事に付帯して必要な工事

◆ 申請書類

【事前申請時に必要なもの】

- ・介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書
- ・福祉用具購入費・住宅改修費受領委任届
- ・委任状（償還払いの場合で、振込口座が本人以外の場合）
- ・住宅所有者の承諾書（改修家屋が申請者の所有でない場合）
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・改修工事の平面図等
- ・改修工事改修前の写真（改修箇所ごと・撮影日が入ったもの）
- ・改修工事の見積書

【改修完了時に必要なもの】

- ・改修工事後の写真（改修箇所ごと・撮影日が入ったもの）
- ・住宅改修工事費の内訳書
- ・住宅改修費用の領収書

※ 改修内容に変更が生じた場合は金額の多少にかかわらず着工前にご連絡ください。
連絡なく工事を行った場合、給付の対象外となる場合があります。

